

## 定期預金共通規定

### 1. 規定の適用範囲

本規定は以下の定期預金(以下、「この預金」といいます。)に共通して適用する事項を規定します。

- ①支店開店記念預金規定(上野&横浜支店用)②スーパー定期(自動継続方式)規定③スーパー定期(非継続方式)規定④スーパー定期(自動継続方式・インターネット専用)規定⑤大口定期預金(自動継続方式)規定⑥大口定期預金(非継続方式)規定⑦大口定期預金(自動継続方式・インターネット専用)規定⑧プレミアム定期預金<開業記念定期預金>規定(店頭用)⑨プレミアム定期預金<開業記念定期預金>規定(メールオーダー型)⑩定期預金規定(メールオーダー型)⑪定期預金(オンライン専用型)規定⑫一部引出可能型定期預金<くひだし君>規定⑬1週間定期預金<なのちゃん>規定⑭100万円上限定期預金<ミリオくん><ミリオくん2>規定⑮100万円上限定期預金<ミリオくん><ミリオくん2>(インターネット専用)規定⑯コロバ定期預金(Pay 連結型)規定

### 2. 自動継続

- (1) この預金のうち自動継続方式の場合は、満期日に前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 自動継続方式の預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、当該預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときは継続後の満期日)の前営業日までに取引店にその旨を申し出てください。

### 3. 預金の支払時期

第2条第3項により継続停止をした定期預金および非継続方式の定期預金は満期日以後に利息とともに支払います。

### 4. インターネット専用定期預金の取扱い

- (1) インターネット専用定期預金とはインターネットバンキングにおける普通預金からの振替、郵送による口座開設(定期預金(メールオーダー型))申込み、または当行ホームページからの口座開設[定期預金(オンライン専用型)]申込みによって作成された定期預金をいいます。
- (2) 前項の預金については、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。

### 5. 証券類の受け入れ

- (1) 小切手その他の証券類(以下、「証券類」といいます。)を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受け入れの記載を取り消したうえ、取引店で返却します。
- (3) 窓口以外での口座開設申込みの場合、手形、小切手、配当金領収証その他有価証券の受け入れはお取扱できません。第4条第1項に定める預金についてはインターネットバンキングによる普通預金口座からの振替のみお取扱が可能です。

### 6. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。))および通帳またはインターネットバンキングに表示されている利率(継続後の預金については第2条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。利息は、以下の通り支払います。

- ① 元加型の自動継続方式の場合、利息は満期日に元金に組み入れのうえ、従前と同一の預入期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様に自動的に継続します。
- ② 利払型の自動継続方式の場合、利息はあらかじめ指定されたお客さまの普通預金口座へ入金することにより支払います。
- (2) 継続を停止した場合または非継続方式のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。(期日前解約利率に普通預金利率を適用している預金商品は除きます。)

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

### 期日前解約利率

<2021年4月1日以降にお預入れまたは、満期継続された預金>

| 預入後経過した期間 | 当初契約預入期間               |                        |                        |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|
|           | 1か月以上3年未満              | 3年                     | 3年超5年以下                |
| 6ヶ月未満     | 解約日における普通預金利率          |                        |                        |
| 6ヶ月以上1年未満 | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×30% | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×20% | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×10% |
| 1年以上2年未満  | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×40% | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×30% | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×30% |
| 2年以上3年未満  | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×70% | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×70% | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×40% |
| 3年以上4年未満  |                        |                        | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×50% |
| 4年以上5年未満  |                        |                        | 預入時(または継続時)の店頭表示利率×70% |

※店頭表示利率は基準金利として設定している利率となります。

※上記にて算出した利率が普通預金利率を下回る場合、解約時の普通預金利率を適用します。

<2021年3月31日までにお預入れまたは、満期継続された預金>

| 預入後経過した期間 | 当初契約預入期間      |          |          |
|-----------|---------------|----------|----------|
|           | 1か月以上3年未満     | 3年       | 3年超5年以下  |
| 6ヶ月未満     | 解約日における普通預金利率 |          |          |
| 6ヶ月以上1年未満 | 約定利率×50%      | 約定利率×40% | 約定利率×10% |
| 1年以上2年未満  | 約定利率×70%      | 約定利率×50% | 約定利率×30% |
| 2年以上3年未満  | 約定利率×70%      | 約定利率×70% | 約定利率×40% |
| 3年以上4年未満  |               |          | 約定利率×50% |
| 4年以上5年未満  |               |          | 約定利率×70% |

※約定利率の50%および70%に該当する利率が解約時に普通預金利率を下回る場合、解約時の普通預金利率を適用いたします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 7. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

- (2) この預金を解約する時は、お客様ご自身でインターネットバンキングにてお手続きください。ただし、窓口にて作成されたこの預金についてはSBJ Biz-DIRECTによる解約はできません。
- (3) この預金を窓口にて解約または自動継続方式において一旦継続停止の取扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の書類に届出の印章(または署名)により押印(または署名)してこの通帳または出金登録口座の預金通帳(もしくはキャッシュカード)とともに取引店に提出してください。なお、署名の場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。

- (4) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。

- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑤ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に、虚偽が明らかになった場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合  
A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業  
E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等  
F.その他前各号に準ずる者
- ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合  
A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為  
C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為  
D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為  
E.その他前各号に準ずる行為

### 8. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、署名その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手料をいただきます。
- (4) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法によって届出てください。

### 9. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 10. 印鑑照合等

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印章(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、署名の場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。

- (2) この預金を当行ホームページからの口座開設(定期預金(オンライン専用型))申込みによって開設した場合、または普通預金プラス(インターネット専用/アプリ開設型)※からの振替により作成した場合は、届出印の届出は不要です。※2019年9月24日以前にお申込み完了の場合は普通預金(インターネット専用)。

### 11. 盗難通帳による払戻し等

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。))については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数)とします。前)の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに

該当すること

- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
  - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
  - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が前2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が前2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 12. 譲渡、買入れの禁止

- (1) この預金および通帳は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 13. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 14. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章(または署名)を押し印(または署名)して直ちに当行に提出してください。なお、署名の場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 前1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、利率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。

(4) 前1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 15. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は預金者が第7条第5項①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第5項①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 16. 規定の改定

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 17. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行諸規定所定の方法により取扱いします。

## 特約規定

本規定は定期預金共通規定の他に預金商品ごとに別途適用される事項を規定します。

### 支店開店記念預金(上野&横浜支店用)特約規定

利息  
キャンペーン金利は初回の預入期間のみの適用であり、継続後は満期日当日の店頭表示金利を適用します。

### プレミアム定期預金<開業記念定期預金>(店頭用・メールオーダー型)特約規定

#### 1. 自動継続

(1) プレミアム定期預金<開業記念定期預金>(以下、「この預金」といいます。)は当行所定の方法に基づき通帳記載の満期日にその預金額に応じて、前回と同一期間のスーパー定期または大口定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金のメールオーダー型において継続を停止するときは、満期日(継続をしたときは継続後の満期日)の5営業日前までに当行所定の書式により、届出の印章により押し印して、通帳とともに取引店に提出して下さい。

#### 2. 預金の解約

この預金を解約するときは、当行所定の書式にて、届出の印章により押し印して、通帳とともに取引店に提出して下さい。または、お客様ご自身でインターネットバンキングにてお手続きください。

### 定期預金(メールオーダー型)特約規定

#### 1. 定義

(1) 定期預金(メールオーダー型)(以下、「この預金」といいます。)は、郵送(メールオーダー)により口座作成される定期預金であり、新規に普通預金(メールオーダー型)と同時に作成される預金です。

(2) この預金は、「スーパー定期(自動継続方式)」、「大口定期預金(自動継続方式)」、「100万

円上限定期預金(ミリオくん)」、「スーパー定期(自動継続方式・インターネット専用)」、「大口定期預金(自動継続方式・インターネット専用)」もしくは「100万円上限定期預金(ミリオくん)(インターネット専用)」のいずれかの定期預金を選択いただけます。

なお、「ミリオくん2」については、郵送(メールオーダー型)による口座開設申込みはできません。

(3) この預金のうち、(インターネット専用)の商品に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。

なお、有通帳に変更することはできません。

(4) この預金は、振込みによる金銭が、当行の指定した預金口座に入金された日付で作成いたします。ただし、申込書記載の金額に満たない場合は預金お預入れとはみなしません。

#### 2. 利息

この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、解約時に元金と利息とともにお客様ご自身でインターネットバンキングにてお手続きください。

#### 3. 預金の解約

この預金を解約するときは、当行所定の書式にて、届出の印章により押し印して、通帳とともに取引店に提出して下さい。または、お客様ご自身でインターネットバンキングにてお手続きください。

### 定期預金(オンライン専用型)特約規定

#### 1. 定義

(1) 定期預金(オンライン専用型)(以下、「この預金」といいます。)は、当行ホームページより口座作成される定期預金であり、新規に普通預金プラス(インターネット専用)と同時に作成される預金です。 ※2019年9月24日以前にお申込み完了の場合は普通預金(インターネット専用)。

(2) この預金は、「スーパー定期(自動継続方式・インターネット専用)」、「大口定期預金(自動継続方式・インターネット専用)」もしくは「100万円上限定期預金(ミリオくん)(ミリオくん2)(インターネット専用)」のいずれかの定期預金を選択いただけます。

(3) この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。

(4) この預金に関しては、届出印の届出は不要とします。ただし、この預金の開設後に、支店窓口または郵送にて別途口座を開設する場合は、届出印をお届いただけます。

(5) この預金は、振込みによる金銭が、当行の指定した預金口座に入金された日付で作成いたします。ただし、申込書記載の金額に満たない場合は預金お預入れとはみなしません。

#### 2. 本人確認未了時の取扱い

この預金の開設のための資金が当行に着金後、本人確認が成立しないまま3ヶ月を経過した場合、預金契約は成立しなかったものとし、当行所定の手続きに従って資金を返却します。

#### 3. 利息

この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、解約時に元金と利息とともにお客様ご自身でインターネットバンキングにてお手続きください。

#### 4. 預金の解約

万が一、この預金を窓口にて解約するときは、当行が認めた場合に限り、当行所定の手続きを行っていただくこととなります。

### 一部引出可能型定期預金<ひきだし君>特約規定

#### 1. 定義

(1) 一部引出可能型定期預金<ひきだし君>(以下「この預金」といいます。)は、満期時の継続方法を自動継続利払型のみを取り扱います。

(2) この預金は、預金の全部または一部について任意の日に利息とともに支払います。

(3) 前項による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、満期日までの間に当初預け入れ金額の半分を限度とし1万円以上1万円単位で行うことができます。

#### 2. 利息

(1) この預金を一部支払いするときの利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって単利計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

(2) この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

### 1週間定期預金<なのかちゃん>特約規定

#### 1. 自動継続及び自動解約

(1) 1週間定期預金<なのかちゃん>(以下、「この預金」といいます。)は預け入れ時に自動継続扱い(元加継続型)および自動解約扱いが選択できます。

(2) 自動解約扱いは、満期日にあらかじめご指定いただいたご本人名義の円普通預金口座に元金と利息を自動で入金します。

#### 2. 預金の期間、預入等

(1) この預金の期間は、7日です。

(2) この預金はインターネットバンキングにおける普通預金からの振替により、預入れることができます。インターネットバンキングで作成されたこの預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。

#### 3. 利息

この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

#### 4. 預金の解約、書替継続

(3) この預金を窓口にて解約または一旦継続停止の取り扱いをするときは、当行所定の書類に届出の印章(または署名)により押し印(または署名)して通帳とともに取引店に提出して下さい。なお、窓口にて署名の確認を行う場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。

### 100万円上限定期預金<ミリオくん><ミリオくん2>特約規定

### 100万円上限定期預金<ミリオくん><ミリオくん2>(インターネット専用)特約規定

#### 1. 自動継続

100万円上限定期預金<ミリオくん><ミリオくん2>(以下、「この預金」といいます。)は、満期時の継続方法を自動継続利払型のみを取り扱います。

#### 2. 預金の預け入れ期間、金額等

(1) この預金の預け入れ期間は、「ミリオくん」は1年、「ミリオくん2」は2年です。

(2) この預金の預け入れは、当行所定の金額を上限とします。

- (3) この預金は、窓口での申込み、インターネットバンキングにおける普通預金からの振替、郵送による口座開設〔定期預金(メールオーダー型)〕申込み、または当行ホームページからの口座開設〔定期預金(オンライン専用型)〕申込みによりお預入れいただけます。  
なお、〈ミリオくん2〉については、郵送による口座開設〔定期預金(メールオーダー型)〕申込みはできません。
- (4) 前3項のうち、窓口での申込み以外の方法にて開設された分に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。
- (5) 〈ミリオくん〉、〈ミリオくん2〉はそれぞれにつきお一人様一口ですが、解約後は再度お預け入れいただけます。

#### **コラボ定期預金(Pay連結型)特約規定**

##### 1. 定義

(1) コラボ定期預金(Pay連結型)(以下、「この預金」といいます。)は、当行モバイルアプリより口座作成される定期預金であり、以下①、②の条件を満たした方のみ口座作成が可能です。

- ① 特別金利付与型普通預金「普通預金プラス」(アプリ開設型)を保有  
② 特別金利付与型普通預金「普通預金プラス」(アプリ開設型)をLINEPayの銀行口座として登録

(2) この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。

(3) この預金に関しては、届出印の届出は不要とします。ただし、この預金の開設後に、支店窓口または郵送にて別途口座を開設する場合は、届出印をお届いただけます。

(4) この預金は、モバイルアプリにて口座作成が完了した日付で作成いたします。

##### 2. 自動継続

この預金は当行所定の方法に基づき、満期日に前回と同一期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

##### 3. 利息

この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、解約時に元金と利息とともにお客さま名義の当行普通預金口座へ入金することにより支払います。

##### 4. 預金の解約

万が一、この預金を窓口にて解約するときは、当行が認めた場合に限り、当行所定の手続きを行っていただくこととなります。

以上



20210401